

国への要望

発災当日、政府要望を所管する企画総務課（その後の震災復興・企画総務課）では、政府調査団の来庁に合わせ、最初の要望書を知事から手渡すため、その取りまとめの作業に入ったが、庁内全体が発災直後の混乱した状態の中にあり、各部署からの要望をほぼそのまま取りまとめられた形で、国に対して、発災後に最初となる政府要望を行った。通常の政府要望は年に一度、次年度予算や制度変更について行っており、その項目数は県全体として20項目程度であった。発災後の項目数は200項目を超え、企画総務課だけでそれらの精査、取りまとめは困難であったため、財政課と業務分担を行い、要望内容を整理することとなった。

平成23年4月11日、国において、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「復興構想会議」）の設置が閣議決定され、初会合となった4月14日から約2か月間で12回開催された会議において、県は国に対して直接的に働きかけを行った。その結果、6月25日、復興構想会議において正式決定された提

言「復興への提言」悲惨のなかの希望」は、高台移転等の地形の特性に応じたまちづくり、復興特区の創設、財源の確保等、県が要望した内容がおおむね盛り込まれたものとなった。

平成23年7月、国は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、平成27年までの5年間で「集中復興期間」と位置付け、実質的な自治体負担をゼロとする異例の措置を取った。

平成24年2月には復興庁が、また3月には復興推進委員会が設置され、復興への課題改善の場となった。

県は、集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続等を国に要望していたが、平成27年5月、国は、平成28年度以降の5年間で「復興・創生期間」とし、「全国共通の課題への対応との性質を合わせ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとする」ことが示された。これに対して県は、知事が復興推進委員会において、特例的な財政措置の継続や自治体負担の在り方について意見を述べる等、国への働きかけを行った。

平成27年6月3日、国から「平成28年度以降の復興事業に係る自治体負担の事業対象及び水準について」が公表され、自治体負担率は被災地に配慮されたものとなり、県の要望が受け入れられた形となった。

年		H23												
月		H23												
日		H23												
主な県の対応等		11	12	13	17	8	11	14	23	10	20	24	25	28
① 転機となった取組等		・ 政府調査団が宮城県庁に到着	・ 「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書」を提出（内閣府副大臣宛て）	・ 「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書」を提出（内閣総理大臣宛て）	・ 「東北地方太平洋沖地震災害廃棄物処理に関する要望書」を提出（内閣総理大臣、環境大臣・内閣府大臣政務官宛て）	・ 「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を提出（内閣総理大臣宛て）	・ 東日本大震災復興構想会議※の設置を閣議決定 ※宮城県知事を含む16人の有識者を委員とする会議	・ 第1回東日本大震災復興構想会議開催 同年11月10日まで13回開催	① 第2回東日本大震災復興構想会議において、宮城県知事より宮城県震災復興基本方針（素案）に基づく本県の復興の方向性や施策について説明	・ 第4回東日本大震災復興構想会議において「復興構想7原則」が決定公表	・ 「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」を提出（内閣総理大臣宛て）	・ 東日本大震災復興基本法が公布・施行	・ 第12回東日本大震災復興構想会議において「復興への提言」悲惨のなかの希望」を採決	・ 東日本大震災復興対策本部会合を開催 翌年10月23日まで12回開催

年		H24												
月		H24												
日		H24												
主な県の対応等		9	9	10	10	12	18	20	26	29	7	9	11	24
① 転機となった取組等		・ 国の東日本大震災復興対策本部から県副知事宛てに「被災地方公共団体における復旧・復興の事業等に関する調査」の通知	① 第4回東日本大震災復興対策本部会合で「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定	① 宮城県震災復興計画を策定	・ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布・部施行	・ 東日本大震災復興特別区域法が施行	・ 宮城県知事、宮城県市長会長、宮城県町村会長連名で「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への早期対応を求める要望書」を提出（内閣総理大臣宛て）	・ 復興庁の設置	・ 第1回復興推進委員会開催（令和4年6月末までに39回開催）	・ 「平成27年度国の施策予算に関する提案要望書」において、集中復興期間の延長と特例的な財政支援について最重点要望項目として要望	・ 県議会において「東日本大震災からの復旧・復興のための財政支援の継続等を求める意見書」を議決	① 復興大臣と宮城県知事、関係市町村長との意見交換会において「集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続を求める要望書」を提出（復興大臣宛て）	① 国が「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」を公表	① 第18回復興推進委員会知事が自治体負担導入の在り方等について意見陳述



内閣総理大臣らとの面談の様子（平成23年4月8日）



内閣総理大臣宛ての要望書を提出する様子（平成23年5月20日）



県内19市町村とともに要望活動を行った際の記者会見の様子（平成24年1月20日）



復興大臣宛ての要望書を提出する様子（平成27年4月12日）

何が起ったのか

精査する時間がない中で

発災当日

政府調査団への要望

発災当日の18時42分、被害状況を詳細に把握するため、内閣府副大臣を団長とする約30人の政府調査団が宮城県に派遣された（県庁到着は21時）。政府要望を所管する企画総務課[※]では、政府調査団の来庁に合わせ、最初の要望書を知事から手渡すべく、その取りまとめの作業に入ったものの、庁内全体が発災直後の混乱状態にあり、要望の内容を精査する時間はなく、各部署からの要望をほぼそのままとめた形で第1回の政府要望を行った。

※平成23年4月22日に「震災復興・企画総務課」に再編。

震災復興・企画総務課職員

「すぐその日のうちに要望するというのは考えてもいなかったんですが、『政府調査団がくるからそれまでに要望書を作れ』という指示がトップダウンできまして、至急うちの課から全庁に震災関係の要望の照会をかけた、それをなんとかとめて、調査団がくるタイミングまでには知事から手渡しできる状態にしました」

「通常であれば政府要望というのは、『これには』を含めて一言一句精査して出すのが当然のルールでしたが、発災直後には、そんな余裕は全くなかったです。『せっかく出すんだったらこれも入れてくれ』という要望が各部署からきて、作って修正して、加えて外して、もうバタバタでやっていました」

3月には復興推進委員会が組織され、復興の進捗状況の報告と合わせて復興への課題改善の要望の場となった。

さらに、県・市長会長・町村会長の3者連名による要望や被災4県知事による要望等、様々な形で国に対して被災地の声を届けた。

震災復興推進課職員

「毎週土日に復興構想会議が開催されていて、国から緻密な資料がどんどん示されていてました。当時、復興庁はまだできていなくて、内閣官房の担当者とのやりとりで、県も必死にやっていました。国のスピード感にも驚きました。そのような中、知事が会議の席上でどんどん復興施策を発信して、復興の議論をリードする姿をとて頼もしく思いました。水産業復興特区など反発もありましたが、堂々と要求していくことが創造的復興につながると感じていました」

「月曜日に部長から『次はこのテーマで要望するぞ』と話があると、担当の部署に説明に行つて、極端な話、積み倒すというか、『こういう線で書いてください』とお願いをして、そこに肉づけしてもらいます。各部署との内容の調整にたくさん時間を要し、ぎりぎり金曜日の夕方までに知事の了解を取つて、土日に政府に渡すと。それを6月まで毎週繰り返してやっていました」

地域復興支援課職員

「沿岸部だけでなく広く内陸部にも民間投資促進特区を設定するため、復興庁と事前調整を繰り返し、知事からは『国内初の復興特区認定をもらうように』という指示もあったので、岩手県に負けるなという勢いで努力しました。平成23年12月中に復興庁からおおむね御了解いただき翌年2月の下旬、宮城県と

「もうとにかく時間との闘いでした。政府調査団が入つて、いの一歩に知事が要望書を渡すと。知事としては『これだけ宮城県は大変なんです、その大変さを分かってもらつて、ぜひ支援をしていただきたい』という熱い思いをすぐに届けたかっただろうし、それを我々も感じたので、とにかく時間がない中でやりました」

通常20項目程度の要望が200項目超に

平成23年3月～4月8日

財政課との業務分担

通常の政府要望は年に一度、次年度予算や制度変更について行つており、その項目数は各部署から1～2項目、県全体として計20項目程度であった。発災後、政府への要望項目は200項目を超え、企画総務課だけでそれらを精査しとめるのは、マンパワーの上でも困難であった。所管業務の一部を他の部署に委ねるのは異例なことであったが、企画総務課では財政課と業務分担を行うことで、4月8日、精査を経た要望書を首相官邸に提出することができた。

震災復興・企画総務課職員

「本来は企画総務課で全ての要望項目を現行制度と照合して、間違いがないか確認するのですが、政府要望のメイン担当が3人でしたので、手分けしたところで、1人70項目程度になります。財政課は予算規模を試算する役割もありましたから『うちの方でまとめよう

岩手県が同日付で産業集積特区指定となりました」

3日間で事業費算出

平成23年7月

財源確保のための対応

復興構想会議でまとめられた復興への提言を受け、政府は平成23年7月中旬に復興の基本方針を策定するため、被災県に対して県及び県内市町村における復興の具体策の概要や全体の事業規模について照会した。通知は7月9日、回答期限は7月12日であった。県では、6月11日の第9回復興構想会議において沿岸市町の財政シミュレーションを行い、自治体負担を極力伴わない財政措置を要望していたことから、当該概算事業費をベースに大至急対応することとなった。1回目の取りまとめでは、無回答の市町村もあつたことから、計3～4兆円規模であったが、再度取りまとめをし直したところ、その額は1兆2兆円を超える額となった。

震災復興推進課職員

「復興構想会議で提言がまとまるまでの国のスピード感に驚いていましたが、さすがにこれは3日ではできない作業ではないし、無茶だと思いました。無理な注文と分かっていました。市町村に照会して、作業をお願いし、多くの市町村は具体的な数字を回答してくれました。『無理を言うな』とか、そういう抗議はなく、それは各市町村が、財源の確保こそが被災地の復興に一番大事なことだと分かっていたからだと思えます」

「提出日の12日深夜になつても、沿岸被災地のある自治体から回答が出てこなかった。催促の電話をしましたが『今最終調整してい

か』という話があつて、財政課であれば各部署の予算担当があるので、各部署でもつている制度を分かっていますから、ファクトチェックも大丈夫だろうと。本来であれば、うちの業務を他の課にお願いするというのは恥ずかしい話なんですけれども、そんなことを言つてはられない状況でした」

「もし担当から『自分たちだけではできません』という話があつてきたら、上司としては『他もみんな大変なんだから、がんばつてやろう』って言っただろうと思いますね。財政課から投げかけられたから『じゃあ一緒にやつてもらつていいんじゃないか』っていう返事になりましたけど、そこは難しいところですね」

要望内容の二元管理が困難に

平成23年3月～5月

政府調査団の被災地視察対応

発災から2週間程度は、企画総務課が政府調査団の被災地視察を管理していたが、その後は、土木や農業関係を中心に、関係する庁内の視察については、各部署が直接対応に当たることになった。視察現場では各部署が独自に政府要望を行い、さらには、大臣、副大臣の視察においては被災地の市町村長がその場で要望書を手渡していたので、政府要望の内容を企画総務課が二元的に管理することは困難となった。

震災復興・企画総務課職員

「当初は、企画総務課で各部署の意見を吸い上げて、政府要望をまとめていましたが、その後、被災地の視察が企画総務課を経由せず、直接各部署にアポイントが入るようになると、各部署がそこでまた要望を出しますので、企

る」との回答でした。我々だけが残っている真つ暗なフロアで、じりじりと待つていましたが、日付が変わるくらいのタイミングで最後の自治体から出てきたのは、事業費0円という回答でした。0円というのは、要らないということではなくて、事業費未定のこと、被害が甚大すぎて、事業費が算定できないということでした。今回出した数字が上限になることを考えると、それも一つの判断だと思えました。最終的にはその自治体からも数字をもらつて、県分と合わせて10年間で12・8兆円と提出しました」

復興事業費の「自治体負担」をめぐる

平成23年7月～平成27年5月

「集中復興期間」の延長と特例的な財政支援の継続を要望

平成23年7月、国は「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し、「復興期間」を10年とした上で、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、平成27年までの5年間で「集中復興期間」と位置付け、この「集中復興期間」においては、被災地が安心して事業を実施できるよう、財源をあらかじめ確保するとともに、実質的な自治体負担をゼロとする異例の措置がとられた。

県は、集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続等を国に要望していたが、平成27年5月12日、国は「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方を公表し、平成28年度以降の5年間で「復興・創生期間」とするとともに、「復興の基幹的事業や原子力災害に由来する復興事業略」については、略被災自

画総務課の預かり知らぬ要望が出始めました。とにかくうちの課で二元管理しようと各部署が出した要望を集め始めたんですが、とても集まるものではありません」

「各庁の大臣・副大臣・政務官が視察にくると、市町村の首長さんがその場で要望を出します。通常であれば、県の方に事前にこういう要望を出しますという話があるんですが、『それ1回我々にもください』と言つても、市町村側にもそんな余裕もないような状況でほとんど五月雨式になつていったという形です。結果として、被災地全体を見て判断する県の要望と、市町村の要望の整合性が取れなくなつていたという事実はあります。もう少しうまく仕組み、ルールづくりができれば良かったという思いは残ります」

国と時間勝負の要望

平成23年4月～6月

国の復興構想会議への対応

平成23年4月11日、政府は、岩手県、宮城県及び福島県知事を含む有識者16人からなる東日本大震災復興構想会議（以下「復興構想会議」）の設置を閣議決定した。復興構想会議は、初会合となった4月14日から提言が取りまとめられる6月25日までの約2か月間で12回という高い頻度で開催され、この会議が県にとって直接的な政府要望の場となった。

6月25日、復興構想会議において正式決定された提言「復興への提言」悲惨のなかの希望」は、高台移転等の地形の特性に応じたまちづくり、復興特区の創設、財源の確保等、県が要望した内容がおおむね盛り込まれたものとなった。その後、平成24年2月には、復興庁が設置され、

自治体の実質的な負担をゼロ」とするが、「地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を合わせ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとする」とした。

これを受け、5月26日の第18回復興推進委員会において、知事が、県、市町村の総意として、特例的な財政措置の継続や事業区分の見直し、自治体負担導入時の負担の在り方等について意見を述べた。

震災復興推進課職員

「平成27年3月末に、財政課の呼びかけで、震災復興推進課と震災復興政策課、市町村課、それに復興事業費の大半を占めている土木部の土木総務課が集まつて、今後、自治体負担の動きがあるかもしれないということで、情報交換のための打合せを行いました。3月の報道機関の取材で、復興大臣が自治体負担導入の必要性について話していましたが、4月12日の復興大臣と、宮城県知事、関係市町村による意見交換会において、大臣から『全ての事業費が国費でいいのか』という話が出ていよいよ自治体負担の提示があつたということで、ここから国とのやりとりが始まりました」

「どれだけ自治体負担が出るのかを、現年度の具事業の分は財政課が、市町村事業の分は市町村課がチェックしました。また、『集中復興期間』終了後の平成28年度以降5年間の県負担分については震災復興政策課が、市町村負担分と全体の取りまとめを震災復興推進課が担当し、さらに大規模復興事業をまとめる土木総務課も入った5課で、自治体負担の軽減に向けて、作業スケジュールを共有しながら打合せを重ねました」

「5月12日に自治体負担が示されてから、問

髪入れずに15日には復興庁の説明会、20日には首長と知事との意見交換会がありました。自治体負担額の算定と要望の取りまとめをやりながら会議の準備と、この5月はかなりタイトだったのを覚えています」

「復興推進委員会での意見は、自治体のマンパワー不足に対する経費を引き続き全額国費負担してもらいたいという話があります1点目。2点目は、復興交付金の基幹事業といわれている、高台移転や防災集団移転等については全額国庫だというのはあらかじめ示されたのですが、問題とされたのが防波堤や道路で、基幹事業と同等のもので引き続き支援してもらいたいという話。それから3点目として、市町村はまだ復興途上で、事業費の算定ができるような状況ではないし、マンパワー的にも財政的にも厳しいので、自治体負担を導入する場合は、最も財政規模の弱い団体を基準に、つまり一番苦しいところに合わせて、負担の基準を考えてもらいたいという話でした」

「自治体負担」の軽減に向けて

平成27年6月
自治体負担率の決定

平成27年6月3日、国から「平成28年度以降の復興事業に係る自治体負担の事業対象及び水準について」が公表された。任期付職員の人件費や三陸沿岸道路整備事業等について、全額国費対応となる等、県の要望が受け入れられた形となった。その後、財政基盤が脆弱な自治体にとって、自治体負担が今後の復興の進捗に影響を及ぼすことがないよう、6月11日に、東北4県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）知事連名で要望を行った。

の課が必ず手を出す覚悟が必要だと思います」

今後の災害対応に向けた取組等

国への要望活動は、県単独では解決することが困難な事項について、政府に直接対応を要請することのできる貴重な機会である。大規模災害発生直後は平時の行政機能だけでは対応できない事態が数多く発生することから、県民の生命や財産、安全・安心な生活の確保に直結する施策を迅速に実行するためには、国との課題・方針の共有やトップダウンでの判断・調整が不可欠であり、その基礎となる要望書の作成は、災害対応を円滑に行う上で重要な作業となる。そこで、県では、将来起こりうる災害に向け、次のような備えを行っている。

●マニュアルにこだわらない柔軟な対応

緊急対応を求める要望書は、事業を所管し、該当政策に精通する部局で作成することが基本となるが、大規模災害への対応や新型コロナウイルス感染症への対応等、複数部局に関わる要望が必要となった際は、要望活動のノウハウがある企画部が主導する等、その時々状況に応じて柔軟に対応している。

加えて、平時から全国知事会や北海道東北地方知事会と連携することで、県単独の要望だけでなく、団体として政府と意見交換を行い、災害に迅速に対応できるよう備えている。

●要望の作成や実現に向けた国や市町村との関係性の構築

東日本大震災のような大規模災害では、震災復興計画の進捗管理をはじめ、復興予算や各種

平成27年6月24日、第13回復興推進会議において平成28年度以降の復旧・復興事業についてが決定された。

●震災復興推進課職員

「6月3日に負担率が示されたのですが、応援職員の経費が引き続き全額国費、三陸沿岸道路についても自治体負担の対象外となりました。また、社会資本総合整備事業の道路にしても通常36%の地方負担が2・3%です。効果促進事業についても通常40%が1%負担であるなど、金額的にもある程度受け入れられる水準でしたから、その後の意見交換会でも、市町村から特に異論は出ずに『おおむね了解』となりました」

「5月12日に自治体負担のあり方が公表されてから、6月7日の復興庁との意見交換会で、実質決着がついたと。実際は4月くらいから動きが始まっていますが、かなり短期間の間に決着がついたのは、知事のトップダウンで動いた部分が大きいと思います。もう一つのポイントとしては、宮城県単独ではなく、4県共同で訴えてきた部分があると思います。また防波堤と道路については、できるだけ自治体負担が出ないように、市町村負担についても、一番財政力の弱い所に配慮してほしいとポイントを絞って動いた成果だと思います」

災害対応の経験から学んだこと

己の能力を過信せず任せるべきは任せる

●震災復興・企画総務課職員

「政府要望の業務は本来うちが担当課でした

要望の取りまとめ等を議論する枠組み（本県では震災復興本部）が重要であり、本県では震災から約1か月後に、震災復興・企画部及び震災復興推進課が設置され、中心となって対応に当たっている（令和3年4月からは復興・危機管理部復興支援・伝承課）。

特に、今回の災害では、国によって復興交付金や復興特区等の手厚い支援制度が創設されたが、その制度設計に際しては相当なスピード感を求められた。このようなことから、短期間で庁内外の状況を踏まえた要望等が行えるよう、日頃から庁内の関係課や市町村との連携体制を確立するとともに、国との情報交換を行う等、情報収集や関係性の構築に努めている。

●「復興・創生期間」後の国への要望

「復興・創生期間」が終了する令和3年度以降の復旧・復興事業についても、これまでの経験を生かし、財政課、震災復興政策課、市町村課、震災復興推進課の4課を中心に、引き続き支援が必要な国補助事業、県単独事業の優先付けを行いながら、事業費を取りまとめ、国への働きかけを行い、令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、同期間後も未完了となる一部ハード事業への支援の継続や、心のケア等の被災者支援の継続が提示された。

さらに必要な事業費について、国と調整した結果、令和3年3月9日に閣議決定された同方針の改定において、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付けられ、合わせて提示された平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源（32・9兆円）に、県の要望はおおむね反映されている。

から、全てやるべきなんですよけど、「うちでやりますから大丈夫です」と意地を張って、その結果でできなかったら、県民に多大な迷惑をかけることになりました。やる範囲で一生懸命やるのは当然ですが、やる人をお願いする勇氣というか、己の能力を過信しないということも必要なのかなと思いました」

東日本台風が生かされた経験

●震災復興・企画総務課職員

「令和元年に仙南の保健福祉事務所に異動をして、東日本台風に遭遇しまして『なんで県庁生活三十数年の間に2回も災害対応しなくちゃいけないんだ』と思いました。過去の経験や少しは生かされました。震災のときは、政府要望の一元管理ができませんでしたが、東日本台風ときは、毎朝保健所に担当者を集めてミーティングを行い、情報共有を行いました。連携と情報共有とかが重要性については、よく言われることではありますが、東日本大震災を経験したからこそ、今回の災害対応に生かされたなと思っています」

国のエキスパートたちに学んだ

●地域復興支援課職員

「復興庁には各省庁からエース級の人材がきていて、細かくチェックしますから、いつの間にか県よりも復興庁のほうが多くの情報を集め、事情を理解できている状況でした。県のほうはやはりマンパワーが足りなくて、しかも2〜3年で異動するので、ゼネラリストが多いんですが、復興庁は各省庁のエキスパートばかりですね。マンパワーだけの問題ではなくて、国のほうが、論点をはっきり絞って先を読む、そういう鍛えられ方をされ

てきた人が多いので、国の仕事から学ぶべきこともたくさんありました」

先人のメッセージを受け止めつないでいく

●震災復興推進課職員

「先例をしっかりと学んでおくということが大切だと思います。前に誰かがやったこと、反省点というものをしっかりと生かしてつないでいく。特に幹部職員がそれを肝に銘じていないと、下が動揺してしまいますので、先人が託してくれたメッセージをしっかりと受け止めてつないでいくことが必要だと思います」

机上のきれいな仕事より現場

●地域復興支援課職員

「当時の部長が『現場が大事だから見に行こう』と、誘っては行く人だったんです。やはり現場をよく見るといふ癖が若い頃からないと、中間管理職になったときに指示すらできなくなりますよね。机上だけできれいな仕事をしていても、いざというときに対応ができなくなりますが、若いときから現場の大切さを身につけて、それを駅伝の襷のように必ず次の世代に手渡していく必要があると思います」

ポテンヒットにしない

●震災復興推進課職員

「役所は縦割りなどころがあつて、自治体負担については、当該年度の県事業費は財政課5年間の事業費は震災復興政策課、当該年度の市町村事業費は市町村課、それ以外は震災復興推進課でやるとなつたのですが、どこがやるかでお見合いをして、ポテンヒット（取組の抜けや漏れ）にならないように、どこか

主な事業の自治体実質負担率

	復興・創生期間	
	通常	復興・創生期間
直轄道路 国 2/3、 地方 1/3	26.7% 地方負担の20%を交付税措置 (33%×80%)	1.7% 地方負担の95%を震災特措措置(33%×5%) <small>(注)三陸沿岸道路にあつては0% (地方負担金額を震災特措措置)</small>
社総交道路 国 55/100、 地方 45/100等	36% 地方負担の20%を交付税措置 (45%×80%)	2.3% 地方負担の95%を震災特措措置 (45%×5%)
復興交付金 (効果促進) 国 80/100、 地方 20/100	40% (社総交効果促進[補助率50%]) 地方負担の20%を交付税措置 (50%×80%)	1% 地方負担の95%を震災特措措置 (20%×5%)
災害復旧(直轄) 国 2/3、 地方 1/3等	1.7% 地方負担の95%を交付税措置 (33%×5%)	0% 地方負担の100%を震災特措措置

出典：復興庁ウェブサイト

参照

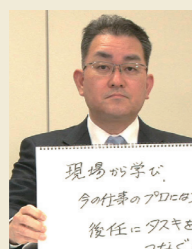
記録誌等

- ・東日本大震災「宮城県の震災後1年間の災害対応の記録とその検証」(宮城県総務部危機対策課平成27年3月)
- ・内閣官房ウェブサイトに復興庁ウェブサイト


←ウェブサイトでも御覧いただけます

後輩たちへのメッセージ

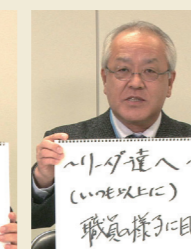
※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



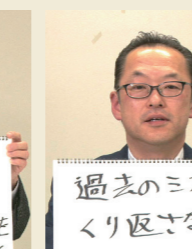
地域復興支援課



震災復興推進課



震災復興・企画総務課



震災復興・企画総務課